

岩手県告示第 196 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸一戸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市堀野字馬場 8 番 1 地先から字長地 37 番 3 地先まで	新	m 18.6～15.6	m 370.0
	旧	18.4～15.6	370.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 二戸地方振興局土木部

(2) 期間 平成 20 年 3 月 18 日から同年 4 月 18 日まで